

第1回次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会

次 第

日 時 平成30年11月30日（金）

午後 2時から

場 所 西区役所 1階 多目的室

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 座長及び職務代理の選出

5 意見交換

（1）西区における「課題」と「将来への期待」について

（2）西区の将来像・まちづくりのポイントについて

（3）西区の将来像の見直しについて

6 閉会

【当日配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会設置要綱
- ・ 西区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領

【事前配布資料】

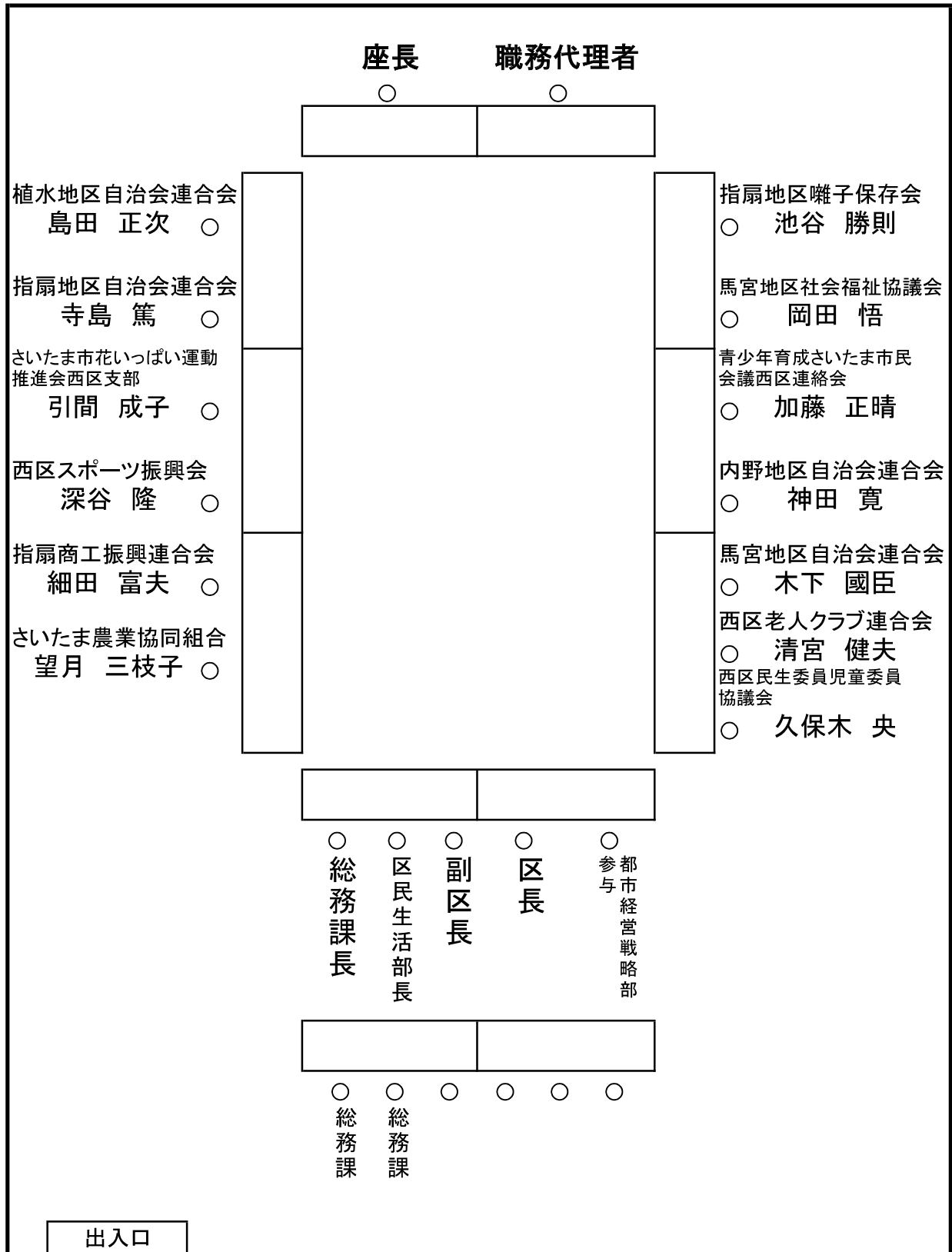
- ・ 資料1 西区の将来像・まちづくりのポイント
- ・ 資料2 西区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会 委員名簿

（氏名 五十音順）

| No. | 団体名 | 役職 | (フリガナ) 氏名 |
|-----|---------------------|-----|--------------------|
| 1 | 指扇地区囃子保存会 | 会長 | イケヤ カツノリ 池谷 勝則 |
| 2 | 馬宮地区社会福祉協議会 | 会長 | オカダ サトル 岡田 悟 |
| 3 | 青少年育成さいたま市民会議西区連絡会 | 会長 | カトウ マサハル 加藤 正晴 |
| 4 | 内野地区自治会連合会 | 会長 | カンダ ヒロシ 神田 寛 |
| 5 | 馬宮地区自治会連合会 | 会長 | キノシタ クニオミ 木下 國臣 |
| 6 | 西区老人クラブ連合会 | 会長 | キヨミヤ タケオ 清宮 健夫 |
| 7 | 西区民生委員児童委員協議会 | 会長 | クボキ ヒサシ 久保木 央 |
| 8 | 植水地区自治会連合会 | 会長 | シマダ ショウジ 島田 正次 |
| 9 | 指扇地区自治会連合会 | 会長 | テラシマ アツシ 寺島 篤 |
| 10 | さいたま市花いっぱい運動推進会西区支部 | 支部長 | ヒキマ シゲコ 引間 成子 |
| 11 | 西区スポーツ振興会 | 会長 | フカヤ タカシ 深谷 隆 |
| 12 | 指扇商工振興連合会 | 会長 | ホソダ トミオ 細田 富夫 |
| 13 | さいたま市PTA協議会西区連合会 | 会長 | ミナミ アキオ 南 彰男 |
| 14 | さいたま農業協同組合 | 理事 | モチヅキ ミエコ 望月 三枝子 |

第1回次期総合振興計画(区の将来像)に係る西区検討懇話会 席次



次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、西区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、西区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、西区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、西区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成31年3月31日に効力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として先着順により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影又は録音をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____

傍 聴 券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

西区 の 将来像

豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい 潤いあるまちづくり

水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれた潤いある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティ*の温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取組を基礎として、すべての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。

まちづくりのポイント

1 安全で、安心して暮らせるまちづくり

- 歩道や街灯などの充実やバリアフリー*のまちづくり
- 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実
- 災害や犯罪などに対する安全性の向上
- 公共用水域*の水質保全のための公共下水道の普及、公園やコミュニティ関連施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備

2 活力のあるまちづくり

- 生活に密着した商業、都市農業*など、区の特徴を生かした産業の育成
- 生産者、消費者、行政が連携した地産地消*の推進
- 鉄道駅周辺の整備による活性化
- 区の特徴を生かした学習活動やスポーツ、健康づくりの機会の充実
- 三橋総合公園などの特色ある公園を生かした交流の場づくり
- 豊かな自然と歴史文化にふさわしい景観の保全、文化財や史跡の活用と維持、保存による地区の魅力向上
- 市民参画のまちづくりに向けた、ボランティア活動に関わるネットワークの支援



荒川サイクリングロード



三橋総合公園

3 子育てしやすいまちづくり

- 子育て世代にあった保健福祉、教育、交流の充実
- 共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れた、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援の充実
- 公共施設などを活用した多世代交流の機会づくりや、子ども・青少年の活動機会の充実

4 高齢者が生き生きと生活できるまちづくり

- 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実
- 地域住民や民生児童委員*、地区社会福祉協議会*との連携・協力などを通じた高齢者の自立した生活を見守る環境の整備



秋葉の森総合公園

5 環境と共生したまちづくり

- 雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、生かすまちづくり
- 自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地の有効活用
- 市民参加による自然環境の保全



びん沼川



大宮花の丘農林公園

「西区の将来像」の改定状況（前期基本計画→後期基本計画）

| | 前期基本計画 | 後期基本計画 |
|------------|---|---|
| 将来像 | <p>豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい うるおいあるまちづくり</p> <p>— 愛着と誇りを持てる 自立的な地域社会を目指して —</p> <p>水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれたうるおいある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティの温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取り組みを基礎として、すべての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。</p> | <p>豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい 潤いあるまちづくり</p> <p>水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれた潤いある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティの温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取組を基礎として、すべての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。</p> |
| まちづくりのポイント | <p>1 安全で、安心して暮らせる基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩道や街灯などの充実やバリアフリーのまちづくり、鉄道駅や区役所など主要施設を結ぶ道路・交通ネットワークの形成などによる、安心して暮らせる生活基盤づくり ● 災害や犯罪からの安全の向上 ● 生活利便性の向上と自然環境保全のための下水処理施設の普及、公園やコミュニティ施設など公共施設が身近に利用できる環境整備による生活基盤の充実 ● J R川越線の新駅と区役所を中心とした地区における新たな拠点づくり <p>2 活力のある区づくりに向けた環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活に密着した商業、都市農業など、区の特徴を生かした産業の育成 ● 区の特徴を生かした学習活動やスポーツ、健康づくりの機会の充実 ● 三橋総合公園、鴨川みずべの里、西遊馬公園、錦乃原桜草園、大宮花の丘農林公苑など、西区を象徴する特色ある公園を生かした交流の場づくり ● 地区の魅力向上に向けた、豊かな自然と歴史文化にふさわしいまちの景観の保全、文化財や史跡の活用と維持、保存のための仕組みづくり ● 市民参画のまちづくりに向けた、ボランティア活動に関わる情報拠点とネットワークの形成 <p>3 子育て世代のライフスタイルにあった保健・医療・福祉、教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れた、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援と医療の充実 ● 余裕教室などを利用した多世代交流の機会づくりや子どもの活動機会の充実 <p>4 高齢者が生き生きと生活できるまちの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実 ● 高齢者の介護サービス体制の充実、地域住民や民生児童委員などの連携・協力などを通じた、高齢者の自立した生活を見守る仕組みや環境の整備 <p>5 環境と共生したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、生かすまちづくり ● 自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地の有効活用 ● 市民参加による自然環境保全活動の展開 | <p>1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩道や街灯などの充実やバリアフリーのまちづくり ● 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実 ● 災害や犯罪などに対する安全性の向上 ● 公共用水域の水質保全のための公共下水道の普及、公園やコミュニティ施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備 <p>2. 活力のあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活に密着した商業、都市農業など、区の特徴を生かした産業の育成 ● 生産者、消費者、行政が連携した地産地消の推進 ● 鉄道駅周辺の整備による活性化 ● 区の特徴を生かした学習活動やスポーツ、健康づくりの機会の充実 ● 三橋総合公園などの特色ある公園を生かした交流の場づくり ● 豊かな自然と歴史文化にふさわしい景観の保全、文化財や史跡の活用と維持、保存による地区の魅力向上 ● 市民参画のまちづくりに向けた、ボランティア活動に関わるネットワークの支援 <p>3. 子育てしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代にあった保健福祉、教育、交流の充実 ● 共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れた、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援の充実 ● 公共施設などを活用した多世代交流の機会づくりや、子ども・青少年の活動機会の充実 <p>4. 高齢者が生き生きと生活できるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実 ● 地域住民や民生児童委員、地区社会福祉協議会の連携・協力などを通じた高齢者の自立した生活を見守る環境の整備 <p>5. 環境と共生したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、生かすまちづくり ● 自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地の有効活用 ● 市民参加による自然環境の保全 |

西区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～ 目次 ～

- 1 総合振興計画とは
- 2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）
- 3 西区の人口及び世帯の状況
- 4 西区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）
- 5 西区に関する市民意見
 - (1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）
 - (2) さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1 総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- 都市づくりの将来目標を示す
- 市政を総合的、計画的に運営するため、計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

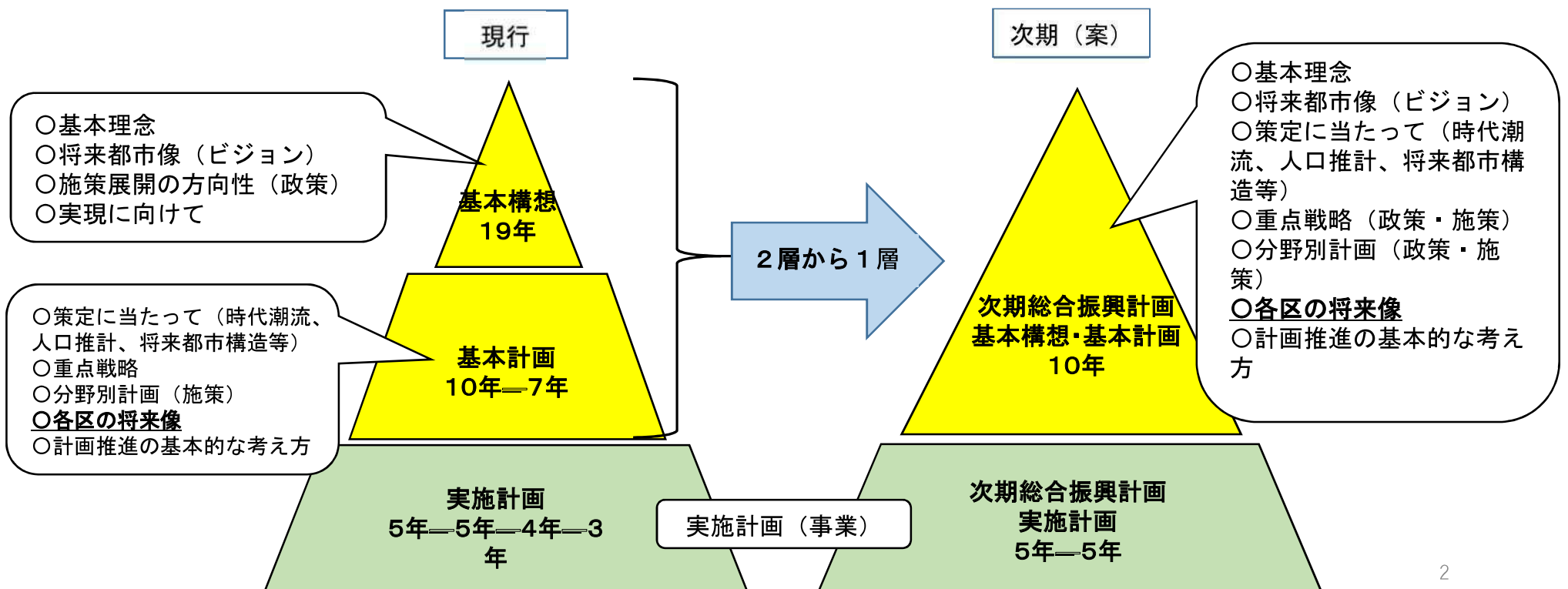
- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

- ◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を1層目にまとめ、その1層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの
- ◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第4部 各区の将来像」と同様に、「**地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの**」として、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。



3 西区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.11.1現在）

| | | 西区 | さいたま市 |
|---------------|--------|--------------|---------------|
| 人口総数(単位:人) | | 89,599 | 1,301,230 |
| 内訳 (構成比・%) | 14歳以下 | 11,726(13.1) | 171,948(13.2) |
| | 15～64歳 | 53,695(59.9) | 832,046(63.9) |
| | 65歳以上 | 24,178(27.0) | 297,236(22.8) |

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.11.1現在）

| | 西区 | さいたま市 |
|------------------|--------|---------|
| 世帯数 | 39,053 | 589,948 |
| 世帯平均人数 (単位:人) | 2.29 | 2.21 |

出典：さいたま市統計

4 西区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

| まちづくりのポイント | これまでの主な取組 | |
|------------------------|---|---|
| | 区取組 | 他局取組 |
| 1. 安全で、安心して暮らせるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策事業（LED街路灯の設置、自転車利用マナーアップ啓発、交通安全キャンペーン、道路巡回パトロール） 減災事業（避難所開設訓練、避難所対応検討会） 防犯啓発事業（防犯のつどい、青色防犯パトロール） | <ul style="list-style-type: none"> 指扇土地区画整理事業 上水道施設整備事業 ゾーン30の整備推進 準用河川及び普通河川改修事業 橋りょう維持事業 |
| 2. 活力のあるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 西区ふれあいまつり 大宮アルティージャ支援 市民活動ネットワーク支援 健康！ほっとステーション（健康づくりに役立つ情報発信） ウォーキング講習会 障害者・支援者をつなぐネットワーク推進事業 ピアショップ | <ul style="list-style-type: none"> 公認グラウンド・ゴルフ場の整備 |
| 3. 子育てしやすいまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 西区子育て応援フェア 子どものつくるまち「ミニ西区」 子育てサロンの充実 子育て支援ネットワーク協議会推進事業 専門職による育児相談 | <ul style="list-style-type: none"> 認可保育所等整備事業 |
| 4. 高齢者が生き生きと生活できるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 西区健幸フェスティバル すこやか運動教室 アクティブチケットの交付 長寿応援ポイント事業 認知症サポーター養成講座 | |
| 5. 環境と共生したまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 西来るフェスタ 駅からハイキング 区の花アジサイPR | |

5 西区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

- コミュニティバスが活用できている
- 都心部に行きやすい
- 子育てしやすい
- 自然が多い
- アジサイ祭り
- 大宮アルディージャのブランド

改善が必要なところ（弱み）

- 商店街、商業施設が少ない
- 地域の人々との関わりが薄い
- 若者、外国人が来たいと思える魅力的な場所が少ない
- 公共交通網のルート及び整備

「西区のまちづくりのポイント」について

～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいか～

- 地元農産物のブランド化
- 公共交通網の充実
- 店舗誘致
- 文化資源の継承（地元の人以外にも）
- 緑と共生するまちづくり
- 西大宮付近の開発
- 道の駅の設置
- 農業体験

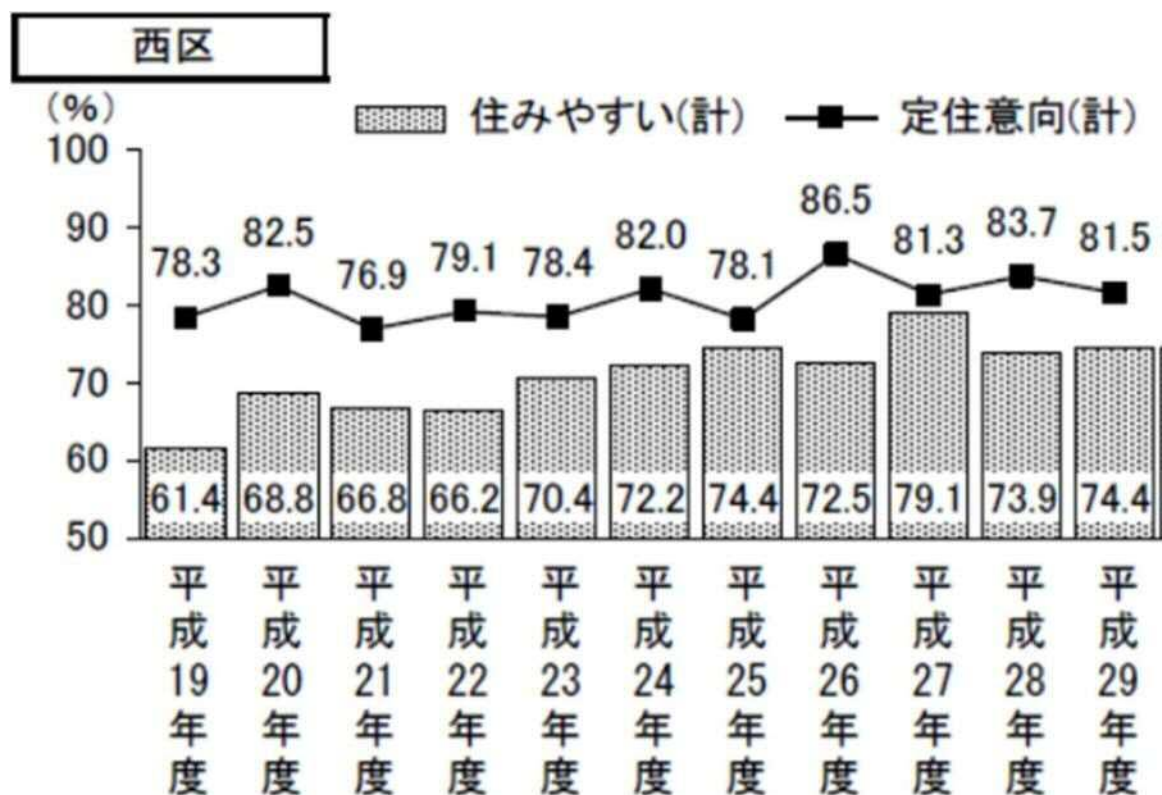
(2) さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

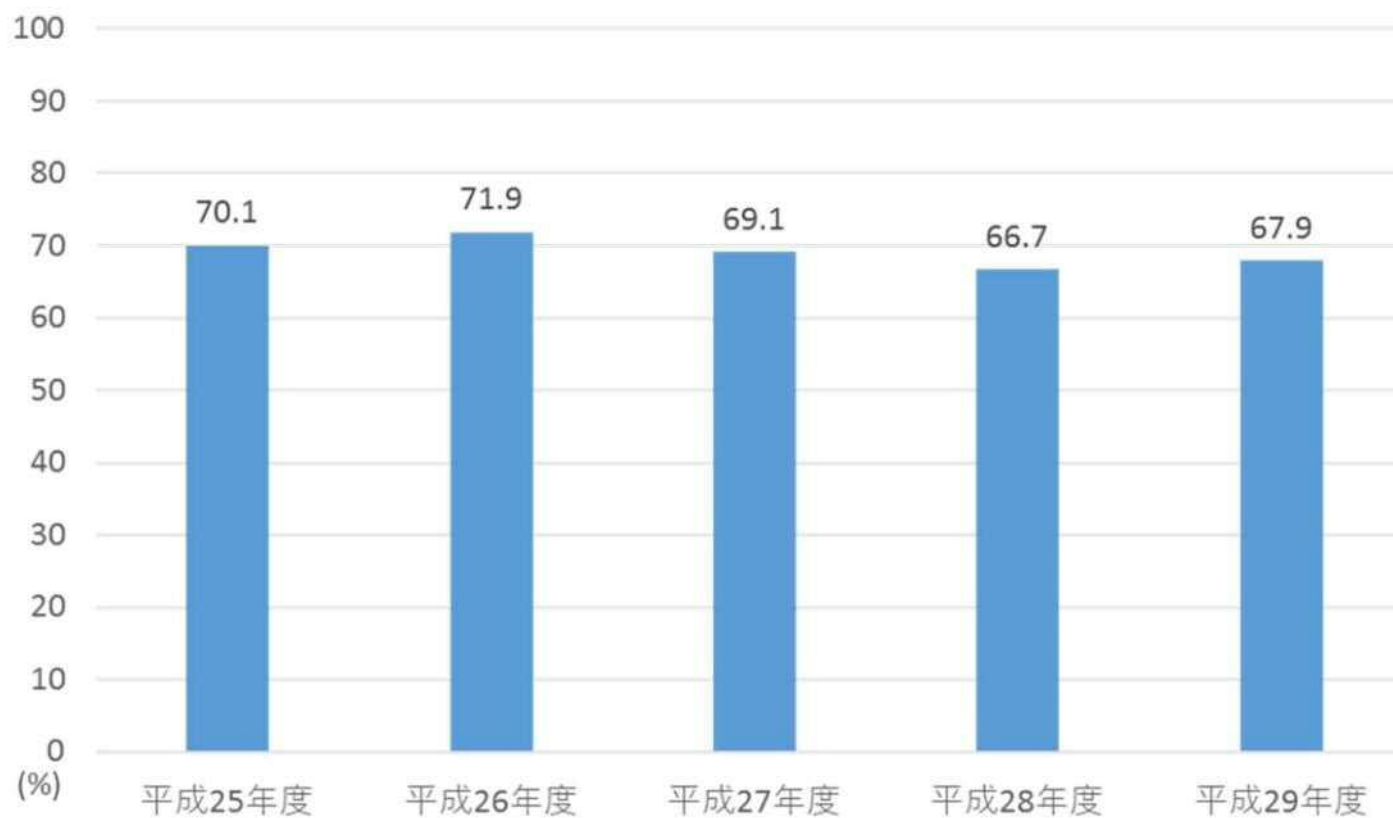
○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうですか。
あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。



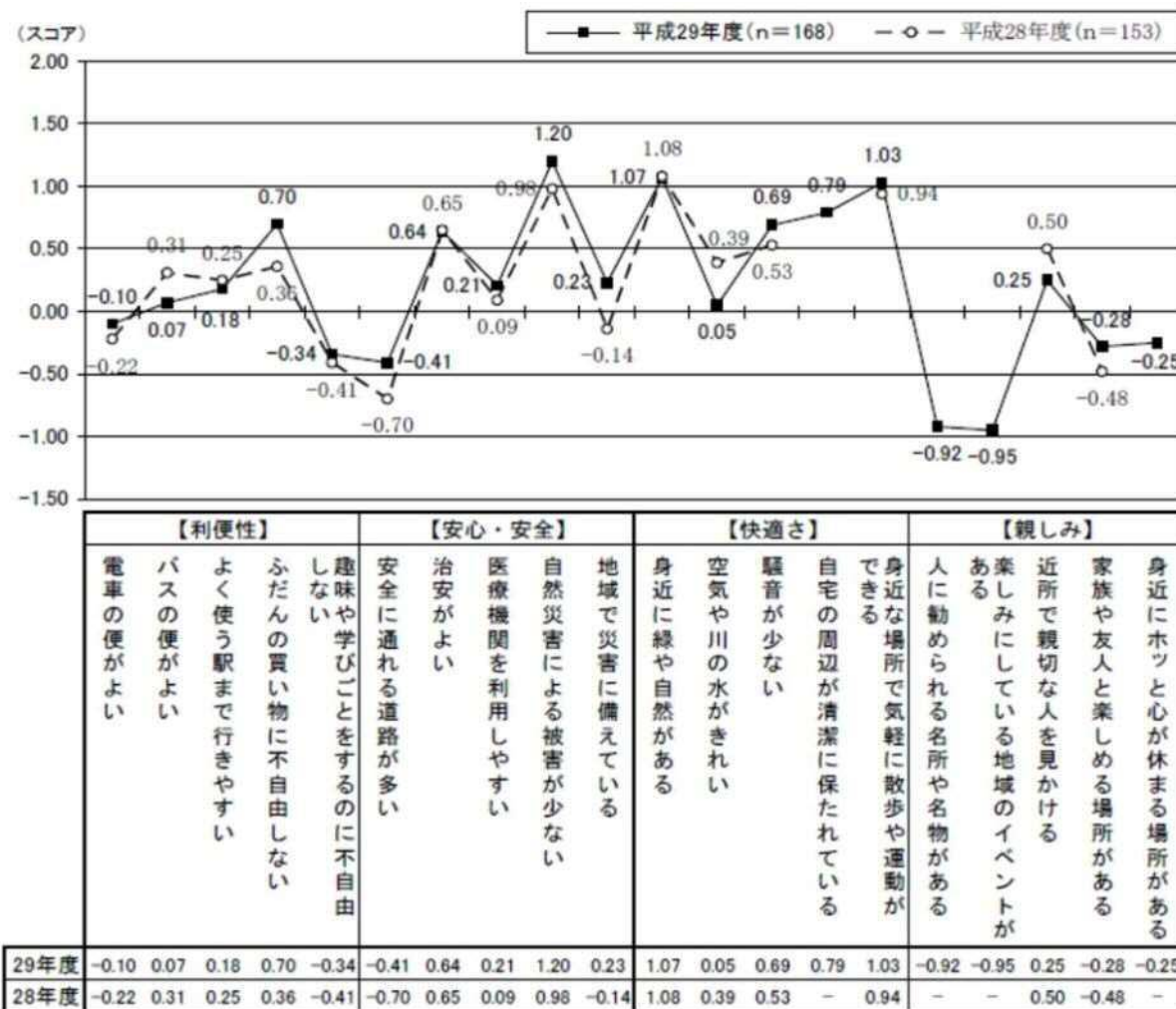
○生活満足度【西区】

問 あなたは今の生活に満足していますか。



○居住地域のイメージ【西区】

問 あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。



※ スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる+2、ややあてはまる+1、あまりあてはまらない-1、あてはまらない-2

西区のイメージをスコアでみると、「自然災害による被害が少ない」（1.20）、「身近に緑や自然がある」（1.07）、「身近な場所で気軽に散歩や運動ができる」（1.03）が高くなっている。

一方、「楽しみにしている地域のイベントがある」（-0.95）、「人に勧められる名所や名物がある」（-0.92）、「安全に通れる道路が多い」（-0.41）が低くなっている。平成28年度の調査結果と比較すると、「地域で災害に備えている」が0.37ポイント、「ふだんの買い物に不自由しない」が0.34ポイント増加している。

- ※（注記1）「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。
- （注記2）「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。
- （注記3）「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。
- （注記4）「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。
- （注記5）「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。
- （注記6）「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。